

2022年（令和4年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供するこ
とに伴う本人通知の省略について（答申）

2022年（令和4年）8月22日付けで諮問（第1151号）された生活保
護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情
報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略につ
いて、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以
下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による個人情報を目的外
に提供する必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項ただし書の規定による個人情報を目的外に提供する
ことに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に
提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的
理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った理由

藤沢公共職業安定所長から、雇用保険法第77条の2に基づき、国の債
権管理のため（雇用保険法第10条の失業給付金に係る返納金債権保全の
ため）、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。雇
用保険法第77条の2の規定は、目的外のために提供しなければならない
ことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられて
いる場合に該当するため、藤沢公共職業安定所長に生活保護受給者情報を
目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第1
2条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するもの
である。

(2) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名、住所、保護受給の有無、保護開始日、保護廃止日、保護廃止理由、生活保護の種類

イ 目的外に提供する相手方

藤沢公共職業安定所長

ウ 目的外提供の根拠規定

雇用保険法第77条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(7) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、雇用保険法第77条の2の規定に基づくものである。

雇用保険法第77条の2の規定は「行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、この法律の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。」としている。また、雇用保険法第77条の2の第2項の規定は「前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。」としている。これらの規定は官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した藤沢公共職業安定所長によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、国の債権管理の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について、藤沢公共職業安定所長に問い合わせたところ、「照会対象者に対して過誤支給した失業給付金を返還請求する必要があるため、債権を保全するため、早急に必要な措置をとるよう指導を行いたい。生活保護受給中であれば、債権の徴収停止等の判断に資するため、生活援護課で把握している情報を確認したい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

なお、個人情報を提供する際には、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第11条に定める提供を受けるものが執る措置を講ずるよう伝えるものとする。

(3) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対して、あらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、債権管理のために行うものであり、本人通知した場合には、資産隠しの恐れがあることを藤沢公共職業安定所長に確認した。

以上のことから本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 添付書類

- ア 照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に提供する必要性について

今回の照会の具体的な必要性について、藤沢公共職業安定所長に問い合わせたところ、「照会対象者に対して過誤支給した失業給付金を返還請求する必要がある、債権を保全するため、早急に必要な措置をとるよう指導を行いたい。生活保護受給中であれば、債権の徴収停止等の判断に資するため、生活援護課で把握している情報を確認したい。」とのことであった。

また、実施機関も説明するとおり、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、ほかの代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(2) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関が藤沢公共職業安定所長に確認したとおり、本件の目的外提供は、債権管理のために行うものであり、本人通知した場合には、資産隠しの恐れがある。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上